

平成27年2月 日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市特別職報酬等審議会
会 長 宗 像 優

特別職の報酬等について（答申）

平成26年12月11日付26古人事第979号で諮問のあった、古賀市議会の議員の報酬及び市長、副市長及び教育長の給料の適正額について、別紙のとおり答申いたします。

1 はじめに

この答申は、古賀市特別職報酬等審議会条例（昭和40年2月25日条例第1号）第2条に基づき、平成26年12月11日付26古人事第979号をもって、古賀市長より古賀市議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職の報酬等」という。）の適正な額について諮問を受け、その諮問に対し古賀市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を開催し、活発な意見の交換を行った結果、全員一致の結論を得て取りまとめたものである。

2 審議会の開催状況

開催日	場所	出席状況
平成26年12月11日	市役所501会議室	全員出席
平成27年1月6日	市役所501会議室	全員出席
平成27年2月4日	市役所303会議室	全員出席

3 会議運営の基本方針について

委員は公正中立の立場を貫き、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により客観的に検討した。

4 審議の論点

- (1) 福岡県内他市（政令市を除く）との比較
- (2) 一般職員の給料の状況
- (3) 財政状況
- (4) 社会・経済情勢
- (5) 議員の活動状況

5 審議結果

- (1) 特別職の報酬等を福岡県内他市と比較した場合、人口規模等から見ても概ね妥当な額である。
- (2) 一般職員の給料水準を示すラスパイレス指数は、県内他市と比べ低いほうである。
- (3) 財政状況は、福岡県内他市と比較すると悪くはないが厳しい状況である。
- (4) 消費者物価指数はやや下降傾向で推移してきたが、今後消費税率改定等により上昇する可能性がある。人口等の大きな変動はなく、特別職の責任の度合いにも大きな変化はないと考える。
- (5) 議員は定例会・臨時会、委員会のほか、議長をはじめとして行事等に出席している。

以上、審議を行った結果、当審議会は特別職の報酬等は現状を維持することが妥当であるとの結論に達した。

① 議会の議員の報酬月額

職名	区分	報酬月額 (審議結果)	現行報酬月額 (平成 14. 4. 1 適用)
議長		現状維持	495,000 円
副議長		現状維持	436,000 円
委員長		現状維持	413,000 円
議員		現状維持	400,000 円

② 特別職の給料月額

職名	区分	給料月額 (審議結果)	現行給料月額
市長		現状維持	875,000 円 (平成 9.10.1 適用)
副市長		現状維持	689,000 円 (平成 17.8.1 適用)
教育長		現状維持	656,000 円 (平成 9.10.1 適用)

6 まとめ

古賀市は、優良企業も多く交通の要所でもあることから、まだまだ発展の余地が多く残ったまちである。財政は依然厳しい状況であるが、古賀市の立地を活かし企業誘致に力を注ぐ等更なる発展が見込まれると考える。

また一方では、少子高齢化の進行や地方分権の進展、市民ニーズの多様化等により、古賀市を取り巻く環境は急速に変化している。

当審議会としては特別職の報酬等について現状維持が妥当との結論に至ったが、第4次古賀市総合振興計画の将来像である「つながり にぎわう 快適安心都市こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」の実現のため、今後もなお一層努力されることを願うものである。

平成27年2月 日

古賀市特別職報酬等審議会
 会 長 宗像 優
 委 員 石原 豊子
 委 員 高原 朱美
 委 員 長崎 信隆
 委 員 野村 和毅
 委 員 古川 優子
 委 員 宮本 勇雄
 委 員 三輪 朋之
 委 員 安武 太